

ナチュラルチラー(吸収式冷凍機) 吸収液の回収と再資源化(リサイクル)のご案内

(臭化リチウム)

ナチュラルチラーの撤去時には 吸収液の適正な処理が必要です。

- ナチュラルチラー内部に封入されている吸収液(臭化リチウム)は、廃棄物処理法※で適正な処理が定められている廃アルカリに該当します。機器の撤去時等は、吸収液を抜き取り、回収の後、廃棄物としての適正な処理が義務づけられています。

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

- 吸収液は化学的性質としてアルカリ性を示し、また腐食性も有するため、機器の撤去時等は、内部の吸収液を適切に抜き取る必要があります。

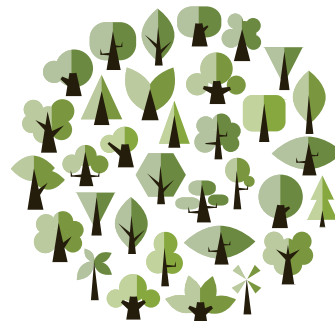


吸収液を再資源化することのメリット

当社による吸収液(臭化リチウム)の適切な回収と再資源化により、『廃棄物の減量化』と『資源の有効活用』が実現でき、地球環境保護への貢献とともに、機器撤去時の安全性の確保も可能となります。

廃棄物の減量化

資源の有効活用



広域認定取得 [認定:第323号] について

当社では、環境大臣が認定する『広域認定』を取得しております。そのため、吸収液(臭化リチウム)の抜き取りから回収・再資源化に至るまでの一括対応が可能になりました。また専門教育を受けたメーカー指定技術員による、安全かつ確実な吸収液の抜き取り作業が可能です。

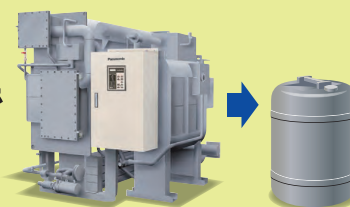


全国で
対応可能

当社にて吸収液(臭化リチウム)の

抜き取り + 回収・再資源化 まで

一括対応が可能！



パナソニックにおまかせください！

パナソニックでの 吸収液『回収』・『再資源化(リサイクル)』のながれ

■処理委託契約の一本化

吸収液の「回収・再資源化」にあたっては、従来の廃棄物処理において複数の委託契約書(収集運搬および処分委託契約)が必要でしたが、『広域認定制度』では、当社との委託契約書の締結のみで処理委託が可能です。お客様にて対応されていた廃棄物処理をする際の負担を軽減することができます。

■お客様でのマニフェスト管理が不要

広域認定制度により、当社で回収から再資源化までの工程を一括管理いたします。(廃棄物管理表にて管理)そのため、お客様によるマニフェストの管理が不要となります。



注1. 当社による「広域認定制度」を用いた吸収液の回収・再資源化処理は、パナソニック製並びに三洋電機製機器から抜き取った吸収液が対象となります。また一部機種によっては対応できない場合があります。詳しくは当社までお問い合わせください。

注2. 「広域認定制度」とは、廃棄物の減量化等を目的とする制度です。そのため、当該制度では抜き取った吸収液を産業廃棄物として処理することはできません。

注3. 機器撤去時に発生する鉄スクラップ等につきましては、許可を受けた廃棄物処理業者へご依頼ください。

◆広域認定制度とは…

製品の廃棄時、当該廃棄物の処理を当該製品の製造・加工・販売等の事業を行う者(製造事業者等)が広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量、その他その適正な処理が確保されることを目的として、廃棄物処理業に関する法制度の基本である地方公共団体ごとの許可を不要とする特例制度です。

詳細については環境省ホームページにてご確認ください。

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki/index.html>



■パナソニック産機システムズ株式会社 サービス部門 <受付時間> 9:00 ~ 17:30 (土日・祝を除く)

北海道支店	〒060-0031 札幌市中央区北1条東7-1-8	☎(011) 211-0198	近畿支店	〒541-0059 大阪市中央区博労町3-5-1	☎(06) 6125-2619
東北支店	〒981-3133 仙台市泉区中央3-8-3	☎(022) 739-7701	中四国支店	〒733-0833 広島市西区商工センター4-9-9	☎(082) 279-9801
営業統括部	〒131-0045 東京都墨田区押上1-1-2	☎(03) 6361-0281	九州支店	〒812-0016 福岡市博多区博多駅南4-6-23	☎(092) 411-4433
中部支店	〒460-0002 名古屋市中区丸の内1-17-19	☎(052) 209-6482			

●お問い合わせはこちらへ…。

パナソニック産機システムズ株式会社

〒131-0045

東京都墨田区押上1-1-2

© Panasonic Commercial Equipment Systems Co., Ltd.

本書からの無断の複製はかたくお断りします。

このカタログの記載内容は
2024年6月現在のものです。